

第48回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2009年12月22日(火) 10:30～11:20

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員

原子力安全・保安院

核燃料管理規制課 桜井統括安全審査官

核燃料サイクル規制課 浦野統括安全審査官

内閣府

中村参事官、淵上企画官、牧参事官補佐

4. 議 題

- (1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について(諮問)(原子力安全・保安院)
- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について(一部補正)(原子力安全・保安院)
- (3) 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (4) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (5) 電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)
- (6) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉施設の変更)について(答申)
- (7) 第10回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果について
- (8) その他

## 5. 配付資料

- (1-1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について（諮問）
- (1-2) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料の貯蔵の事業の許可申請に係る経理的基礎に関する説明資料
- (1-3) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター  
使用済燃料貯蔵事業許可申請の概要
- (2-1) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（一部補正）
- (2-2) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質加工事業許可申請書の一部補正の概要について
- (3-1) 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）（案）
- (3-2) 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所 核燃料物質の加工事業変更許可申請の概要
- (3-3) 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所 核燃料物質の加工事業変更許可申請書の一部補正の概要
- (4-1) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- (4-2) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）の概要について
- (5-1) 電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- (5-2) 電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更申請（原子炉施設の変更）の概要について
- (6-1) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- (6-2) 志賀原子力発電所 原子炉設置変更許可申請（2号原子炉施設の変更）申請の概要について
- ( 7 ) 第10回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）大臣級会合の結果概要につ

いて

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第48回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、1つ目が、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について、ご諮問いただきます。2つ目が、日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可についての一部補正についてご説明いただきます。3つ目が、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について、過日の諮問に対する答申案についてご審議いただきます。4つ目が、東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更について、これも諮問に対する答申案についてご審議いただきます。5つ目が、電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更について、これも諮問に対する答申案についてご審議いただきます。6つ目が、北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更について、これも諮問に対する答申案についてご審議いただきます。7つ目が、第10回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果についてご説明をいただきます。8つ目が、その他となっています。よろしゅうございますか。

それでは、事務局、最初の議題からお願いいたします。

(1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について(諮問) (原子力安全・保安院)

(中村参事官) 1件目の議題、諮問でございます。リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可の諮問につきまして、原子力安全・保安院核燃料管理規制課の桜井統括安全審査官からご説明をお願いいたします。

(桜井統括安全審査官) それでは、説明させていただきます。資料は第1-1号から第1-3号でございます。

まず、資料第1-3号の使用済燃料貯蔵事業許可申請の概要から簡単にご紹介させていただきます。ページを開いていただきますと、目次がございます。もう1枚開いていただきますと、1ページ目でございます。上に1の概要とございまして、本申請はリサイクル燃料貯

蔵株式会社は実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するため使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けようとするものでございます。

リサイクル燃料貯蔵株式会社は東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社の共同出資により設立されたものでございます。

(3) のところでございますけれども、貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力でございます。使用済燃料の種類は、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社のBWRの使用済燃料集合体、それと日本原子力発電株式会社のPWRの使用済燃料集合体でございます。最大貯蔵能力は約3,000tでございます。

(4) で申請年月日がございますが、平成19年3月22日でございます。

(6) 工事の計画でございます。これは申請者の予定でございますけれども、工事の開始が平成22年7月から、事業開始が平成24年7月からとなっております。

(7) で工事に要する資金の額でございますが、1,050億円ほどとなっております。14ページをお開きいただきたいと思っております。ここに第1図で敷地の位置というのがございます。左側に青森県の地図がございまして、右側にその敷地の写真がございます。黒い実線のところが敷地でございます、海岸から約500m離れてございます。専用道路を介して関根浜港という港から使用済燃料集合体を搬入する予定にしております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思っております。リサイクル燃料備蓄センターの一般配置図でございます。敷地のほぼ中央あたりに使用済燃料貯蔵建屋がございまして。その他、その北側になりますけれども、事務建屋とそれに付随するものがございまして。

21ページをごらんいただきたいと思っております。第8図、使用済燃料貯蔵建屋の概要でございます。左上に貯蔵建屋のイメージがございまして。右側でございますが、貯蔵建屋の平面図ということで、上から見たものでございますが、丸くなっておりますけれども、金属キャスクが288基貯蔵されているところのものでございます。

それから、22ページ、23ページは金属キャスクの概要図でございます。22ページがBWR用の大型キャスクのタイプ1とタイプ2、23ページがPWR用の中型キャスクとPWR用のキャスクでして、こういったものがございまして。

続きまして、資料第1-1号、諮問の文でございます。諮問の1ページ目は鏡文でございます。2ページに別紙というのがございまして。原子炉等規制法の第43条の5、第1項第1号、第2号及び第3号、第3号につきましては経理的基礎に係る部分でございますが、これの許可の基準の適合についてということでございます。

1. の平和利用でございますが、本貯蔵の事業は、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵することを目的としているものでございます。

貯蔵された使用済燃料は、再処理等を行い、原子炉で燃料として利用するために、確実に契約先であります先ほどの東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社に返還することとしております。こういったことから、平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められると考えております。

次に、2. の計画的遂行でございます。本貯蔵施設につきましては、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を目指し、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与することを目的として設定するものでございまして、原子力政策大綱の方針に沿ったものでございます。したがって、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとしております。

3. の経理的基礎に係る部分でございます。こちらにつきましては資料第1－2号をごらんいただきたいと思っております。資料第1－2号、経理的基礎に関する説明でございまして、1ページ目をめくっていただきますが、下に表がございます。工事に要する資金及びその調達についてということで、工事に要する資金の額及びその調達計画ということでございまして、こういった形で平成17年度から24年度までの資金計画を掲載しております。

2ページ目にその所見等が述べられております。工事に要する資金の額及びその調達計画でございまして、表の下にございますが、自己資金等の60億円につきましては、設立時に東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社から出資されていることを確認してございます。また、前受金619億円につきましては、東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社の資金提供を受けることを前受金に関する役務契約等において確認してございます。

さらに、減価償却費等及び借入金369億円のうち、減価償却費等につきましては、先の電気事業者2社との貯蔵料金により充当していることを確認し、借入金につきましては同じく債務保証に関する協定において確認をしてございます。

以上のことから、工事に要する資金については十分に調達可能であるというふうに考えてございます。

3ページ目でございます。2の事業開始以後5年の資金計画及び収支見積りでございますが、上の表が（イ）資金計画でございます。これはキャッシュフローでございます。下の表が（ロ）事業の収支見積りでございまして、損益計算ベース、単年度の損益が出まして、そ

の損益の累計が見込んでいるものでございます。

4 ページ目にその所見等が述べられております。まず資金計画につきましてですが、第3 パラグラフのところを見ていただきますけれども、資金計画にある減価償却費等につきましては、先の電気事業者2社との役務契約により充当していくこととしております。また、借入金につきましては債務保証等の協力を得ながら調達していくことを確認してございます。また、前受金につきましては、前受金に関する役務契約等において確認をしたところでございます。

また、事業の収支見積りのところでございますけれども、適切な貯蔵料金を設定することによりまして、平成26年度には欠損の累積の解消を見込んでいるということでございます。それにつきまして、また収入につきましては役務契約に基づき確保することを確認するというところでございます。資金計画並びに収支の見積りににつきましては十分達成可能というふうに考えております。

したがって、以上のことから、本事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められる、と考えてございます。

そのため、今回貯蔵事業の許可の申請を諮問させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) ご説明、ありがとうございます。

ただ今のご説明に対して、ご質問ございませうか。

はい、松田委員。

(松田委員) 内容を深く理解するために質問しますが、資料によると3,000t貯蔵されるということですが、これは大体何年間を目安にした計画なのでしょうか。

(桜井統括安全審査官) 設計貯蔵期間は50年間でございます。

(松田委員) 50年経った後にはどうなるのでしょうか。

(桜井統括安全審査官) 基本的には地元との関係で50年となっております。

(近藤委員長) 地元との関係ですか。

(桜井統括安全審査官) はい、そうです。

(近藤委員長) 貯蔵を依頼する者との間である期間を経過したら引き取る契約になっているということではないのですか。

(桜井統括安全審査官) はい、そうです。

(近藤委員長) 貯蔵を引き受けるところ、最大限50年間安全に貯蔵することができる施設で

あるという貯蔵能力の話をしているんですね。

(桜井統括安全審査官) はい。

(近藤委員長) しかし、松田委員のご質問は、貯蔵を頼んだ人がその後に取り取ってどうするのかということですね。

(松田委員) 50年という期間はあっという間に過ぎてしまうと思います。燃料というのは大体どこの原子力発電所でも貯蔵しているわけですから、再処理にうまくつながるようにしなくてははいけませんね。だから、原子力政策全体が動いていかなければいけないということになりますね。

(桜井統括安全審査官) 再処理に回します。

(近藤委員長) 他に。よろしいですか。

それでは、ご諮問を承りましたので、然るべく検討させていただいてご返答を申し上げることにいたします。ありがとうございました。

(桜井統括安全審査官) よろしく申し上げます。

(近藤委員長) この議題を終わります。

次の議題。

(2) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（一部補正）（原子力安全・保安院）

(中村参事官) 2つ目の議題でございます。過去に諮問のあった件につきましての一部補正でございます。日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可につきましての一部補正でございますけれども、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課の浦野統括安全審査官からご説明をいただきます。

(浦野統括安全審査官) 原子力安全・保安院の浦野でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料第2-1号、資料第2-2号に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料第2-2号、日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質加工事業許可申請書の一部補正の概要についてという資料がございますので、こちらでご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、はじめにということでございます。平成17年4月20日付けで申請があったものにつきまして諮問させていただいて、現在審査いただいていると

ころでございますけれども、平成21年12月4日付けで本文及び添付書類の一部補正がございました。

補正の内容は次のとおりでございます。2. 1としまして、地盤、地震等に係る補正ということでございまして、下北半島太平洋調査海域の海上音波探査結果について、海洋研究開発機構による地球深部探査船「ちきゅう」の試験掘削によって得られたデータを評価に反映したというものでございます。

それから、2. 2でございますけれども、工事計画の変更といたしまして、着工の時期を平成21年11月から平成22年5月に変更してございます。これにつきましては右のページでございますが、別添1-1に補正前、次のページの別添1-2に補正後でお示ししてございます。

それから、戻っていただきまして2. 3、その他でございますけれども、社会環境としまして新たに航空経路、RNAV経路の「Y-11」を追加しております。それから、貸借対照表、別添2-1及び2-2でお示ししてございますものと、損益計算書、別添3-1及び3-2にお示ししているもの、これにつきましては最新の情報、平成19年度決算から平成20年度決算等にしております。それから、会計規則の改正に伴う内容の修正を反映したものとしてございまして、さらに、役員の氏名及び履歴等記載の適正化を図ったという補正の内容でございます。

これに基づきまして、資料第2-1号にお戻りいただきますと、経済産業大臣より原子力委員会委員長殿に、日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（一部補正）として通知させていただくものでございます。文面の読み上げは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

（近藤委員長）ありがとうございました。

本件について、私どもはすでにご諮問をいただいているところ、今日のご説明からすると、ご紹介の一部補正にもかかわらず、自分たちはこう判断するが、いかがかという諮問の内容については変更無しということですね。

（浦野統括安全審査官）既に7月に説明しております経理的基礎との関係といったことにつきましてでしょうか。

（近藤委員長）はい、判断は変えてないということですね。

（浦野統括安全審査官）はい、そういうことでございます。よろしく願いいたします。



(近藤委員長) はい、分かりました。

こういうことだそうでございますが、お聞きしたということでもよろしゅうございますか。

それでは、設置許可の判断基準に係る判断を変える必要のない補正の説明ということでありませうけれども、私どもとして、このことも含めて検討し、過日の諮問に対して答申をお返しすることにいたします。

ありがとうございました。

それでは、次の議題。

(3) 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について (答申)

(中村参事官) 次の議題でございます。本日は何点か答申をご議論いただくことにしておりますけれども、そのうちの1つ、1番目でございます。日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可につきましての答申についてでございます。前回ご議論いただいたところでございますけれども、まずは原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課の浦野統括安全審査官から、前回の説明に関連いたしまして追加のご説明があります。お願いいたします。

(浦野統括安全審査官) よろしくお願いいたします。

前回ご説明させていただいた際に、濃縮等についてご質問がございまして、このことについて説明をさせていただきたいと思っております。

今回、日本原燃株式会社では加工の事業の変更許可を得まして、既存の遠心分離機の一部を新型の遠心分離機にリプレースすることを予定してございますけれども、本件の変更許可申請では、製品のウランの最高濃縮度は既許可と同一の5%としており、変更はございません。

なお、本申請におきましては、製品ウランの最高濃縮度が5%を超えることがないように濃縮度管理の措置がされるとしておりまして、この場合におきますカスケード設備内での最高濃縮度は7%に至らない基本設計としているものでございます。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) ただいまのご説明に関して何かご質問ございませうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ご説明を伺ったことにいたします。

(中村参事官) ご説明が終わりましたので、千葉参事官補佐より答申の案についてご説明をさせていただきますと思います。

(千葉参事官補佐) では、今ご説明いただきました日本原燃の濃縮・埋設事業におけます核燃料物質の加工の事業の変更許可についての答申について説明させていただきます。

まず、変更の概要です。資料3-2号でもう一度確認をいただきますけれども、本件は今年の6月に諮問がありました件で、主な変更の内容といたしましては、1つ目といたしまして、まず既存の遠心分離器を新型の遠心分離機に変更するというもの。2つ目といたしまして、撤去いたしました遠心分離機を保管するための貯蔵建屋を建設する。3つ目といたしまして、放射性固体廃棄物の保管能力を一部変更し、能力の向上を図るというものでございます。

当委員会が審査する内容といたしましては、法第14条第1項第1号に定められております加工能力として過大な能力を持たないことというものと、同じく第1項第2号の経理的基礎についてでございます。

まず、加工能力につきましては既存の遠心分離機を新しいものに取り替えるということでありまして、既に許可を出しております加工能力全体を変更するというものではないことから核燃料物質の需要に対して著しく過大になるということはないと経済産業大臣が判断した内容については妥当なものと判断してございます。

次に経理的基礎でございますけれども、本件に係る工事に係る資金のうち、遠心分離機の設置に係る工事につきましては、日本政策投資銀行や一部借入金より調達し、充当する計画でございます。また、撤去しました遠心分離機を保管する建屋につきましては、電力会社等から該当額を受領して充当する計画ということになってございます。

このように資金の調達に関しまして見通しがあること、収支見積もりににつきましては累積債務返済等に見通しがあることから、加工事業を適確に遂行するに足る経理的基礎が認められると経済産業大臣が判断した内容については妥当なものであると判断してございます。

以上のことを経済産業大臣に答申させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ただいまの答申案の説明に対して、ご質疑をお願いいたします。

この案で答申してよろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

では、この議題は終わります。

(4) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉施設の変更）について（答申）

(中村参事官) 次の議題でございます。2つ目の答申の議題でございます。東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉施設の変更）についてでございます。千葉参事官補佐からご説明いたします。

(千葉参事官補佐) 資料第4-1号と第4-2号を用いましてご説明させていただきます。

本件は今年の6月に経済産業大臣から当委員会委員長宛てに諮問がありました件でございます。内容につきましては資料4-2号をごらんいただきたいと思います。東北電力株式会社女川原子力発電所の3号機の取替燃料にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、MOX燃料を採用するというものでございます。

本件につきまして、原子力委員会として審査する内容といたしましては、法律第21号第1項第1号の平和利用目的、同じく同条第1項第2号の計画的遂行、及び第3号経理的基礎についてでございます。

まず、平和利用目的についてでございますけれども、これは取替燃料にMOX燃料を採用するというものでございまして、既に許可をとっております目的を何ら変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと判断されました経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

次に、計画的遂行でございますけれども、原子力政策大綱に定められている方針に沿ったものであることから、計画的遂行に支障を及ぼすものではないと判断された経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

3つ目、経理的基礎でございますけれども、本件につきましては取替燃料のMOXを利用するというものでございまして、工事は何ら伴わないことから、工事に要する資金調達や計画等は必要としてございません。したがって、経理的基礎についても問題ないと判断しております経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると判断いたしまして、その旨を経済産業大臣に答申させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ただいまの答申案のご説明について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それでは、これを答申とすることにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の議題。

(5) 電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

(中村参事官) 答申の3つ目でございます。議題の5番目、電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）についてでございます。千葉参事官補佐からご説明いたします。

(千葉参事官補佐) 資料第5-1号及び第5-2号に基づきましてご説明させていただきます。

本件は、本年9月に諮問のありました件でございます。内容といたしましては資料5-2をごらんください。電源開発株式会社大間原子力発電所の設置変更でございます。本件はMOX新燃料を充填した、またはMOX燃料を取り出した後の輸送容器を一時的に保管するための燃料輸送容器保管庫を敷地の中に設置するというものでございます。

本件につきましても平和利用目的、計画的遂行、経理的基礎に関して、当委員会として経済産業省が行いました評価を審査するものでございます。

まず、平和利用目的でございますけれども、これにつきましては新たに輸送用の貯蔵容器を設置するということございまして、既に許可をしております原子炉の利用目的を何ら変更するものではないというものでございます。このことから、原子炉が平和利用の目的以外に利用されるおそれはないと判断されております経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

次に、計画的遂行でございますけれども、これにつきましても原子力政策大綱の方針に沿ったものを何ら変更するものではないということから、支障を及ぼすものではないと判断されております経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

経理的基礎でございますけれども、本工事に係る資金につきましては自己資金、社債及び一部借入金より調達するということございまして、今まで電源開発が行ってございます工

事資金の調達実績から資金調達は可能であると判断し、経理的基礎があると判断されております経済産業大臣の判断、これにつきましても妥当なものであると考えてございます。

この結果を経済産業大臣に本委員会の答申としてお返ししたいと考えてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

本件も答申案ですが、これを答申とすることでよろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

本件を終わります。

(6) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）

(中村参事官) 続いての議題でございます。答申案件の4つ目でございます。議題6番、北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）についてでございます。千葉参事官補佐からご説明いたします。

(千葉参事官補佐) 資料第6-1号と第6-2号を用いましてご説明させていただきます。

本件は、本年10月30日付けをもちまして経済産業大臣より当委員会に諮問がございました件でございます。

諮問の中身につきましては、資料第6-2号をごらんください。本件は北陸電力志賀原子力発電所2号機に係る変更でございます。2号機で行います低圧タービンの取替えに伴いまして、取り外しましたタービンロータを保管するためのタービン貯蔵庫を敷地内に設置するというものでございます。

本件につきましては、今申し上げましたように、交換しましたタービンを保管するための貯蔵庫を設置するというものでございますので、既に認可をしております原子炉の使用の目的を変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと判断されました経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

次に、計画的遂行でございますけれども、これにつきましても原子力政策大綱の方針に沿ったものとして今まで認められたものから何ら変更があるものではないことから、計画的遂

行に支障を及ぼすものではない判断されました経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

続きまして、経理的基礎でございますけれども、これにつきましては本件に係る工事の資金を自己資金と社債、借入金より調達するという計画になってございまして、北陸電力がこれまで行っておりました資金の調達と実績から資金調達は可能であると判断し、経理的基礎があると判断されました経済産業大臣の判断、これは妥当なものであると考えてございます。

この結果を経済産業省に答申したいと考えてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ご説明ありがとうございました。

本件答申案について何かご意見ございましょうか。

私としては、計画的遂行のところ、ここにある原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するとすれば、こういうものはせつかく整備されたクリアランス制度を活用して再利用を進めることですから、申請された内容をあまり推奨したいとは思わない。そういう観点からは、消極的賛成ですがけれども、それは聞き流していただいて、これを答申とすることについてお諮りします。これよろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本件を終わります。

#### (7) 第10回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果について

(中村参事官) 続きまして、本日7番目の議題でございます。第10回アジア原子力協力フォーラム大臣級会合の開催結果につきまして、牧参事官補佐からご説明をいたします。

(牧参事官補佐) 資料7号でございます。先週ございましたFNCAの大臣級会合の結果概要ということでございます。先週水曜日、東京の三田会議所で会議が行われたところでございます。

参加国としては10カ国、代表の参加者を11ページに書いてございますけれども、大臣級の方も何人かお越しになっているところでございます。日本からは菅副総理、近藤委員長他原子力委員の先生方全員にご参加いただいておりますし、コーディネータの町末男先生に

も参加いただいているところでございます。

1 ページに概要を書いておりますが、2 ページ以降に細かく記載がありますので、そちらでかいつまんでご説明をしたいと思います。

まず2 ページでございますが、開会セッションは菅副総理から歓迎あいさつが行われたところでございます。

それから、2 番のセッション2 のところでは、カントリーレポートでございます。まず冒頭に I A E A の天野事務局長のビデオメッセージがございまして、その後に 10 カ国のそれぞれのカントリーレポートの報告がございました。天野事務局長のメッセージについては①からでございますが、アジアが世界の中で大きな役割を果たすという点ですとか、技術開発の関係では高速炉開発、日本や中国の高速炉の開発が注目されるという点ですとか、人材育成というのも重要な課題であるという点など、いろいろお話がございました。

それから、3 ページ、オーストラリアでございますが、オーストラリアは現在の政府では原子力発電導入の計画はありませんが、ウランの供給ということで原子力の世界では活躍している部分がございます。それから、研究炉の関係では、O P A L の研究炉につきましては追加予算が認められたという、積極的な取組が進んでいるようでございます。

それから、③のバングラデシュですが、バングラデシュは大臣がお越しになったんですけども、原子力が不可欠な選択肢と考えている点、それから、プラントの供給国との覚書を取り交わしているという話がございました。

④のところ、中国でございますが、中国は国家原子能機構の主任の方が来られておりました。CO<sub>2</sub>の排出に関して40～45%の目標という話ですとか、それに対応する形で原子力発電の開発というのが非常に進んでいるというような数字を挙げてございました。

4 ページにまたがるあたりですけれども、原子力のフロントエンドに当たる部分、濃縮ですとか加工等の技術についてはほぼ完全な原子力産業システムを確立したんだという意見もございました。あと、放射線関係についても積極的に進めているようでございました。

それから⑤のところ、インドネシアでございますが、こちらについては大臣級の長官が来てございました。ここでは2007年に制定された法律におきまして、2015年から19年に最初の原子力発電を利用できるようにするというので、基盤整備、人材育成等を進めているという話がございました。

それから、放射線関係では、突然変異の育種に関しては、原子力庁が農業革新賞を受賞したという話もございました。人材育成プロジェクトは最優先だという話もございました。

日本は飛ばしまして、5ページの⑦、韓国でございます。韓国からは副大臣が来られてございました。人材育成が重要だという点のお話がございます、特に韓国が新規参入国を支援するというような取組を始めている話がございます。それから、原子力発電所の設置につきましては、2030年までに原子力施設の増設を継続していきまして、2030年末には59%になる見込みという話もございました。

それから、いろいろな会議をホストしてございまして、今年は国際原子力規制者会合というのもホストしたという話ですとか、放射線利用の関係ではサイクロトロンセンターの整備などについてお話がございました。

⑧番、マレーシアでございますが、こちら大臣が来てございました。5ページの一番下、今年の6月に政府が原子力を2020年以降のマレーシアの燃料の選択肢とすることを決定したという話がございます。

6ページに移っていただきまして、そういうのを踏まえまして基盤整備に関する包括的な検討を始めているというお話ですとか、人材育成のロードマップの策定を進めているというお話がございました。それから、提案として、ビジネスフォーラムというものの創設等、もろもろの提案がございました。

⑨のところ、フィリピンでございます。フィリピンも大臣が来てございます。こちらについては、バターンの原子力発電所の再開問題がありますが、再稼動のための法律が議会で留保されている段階。それから、独立の規制機関を創設する原子力法の検討も進めているというお話がございました。

それから、7ページ、⑩番のタイでございます。タイからは事務次官が来てございました。原子力の計画といたしましては、2020年及び2021年にそれぞれ1基最初の原子力発電プラントを建設するという目標で、原子力発電開発局の設置などが進めてられてきたというところがございます。基盤整備を進めまして、今現在フィージビリティスタディなども進めているというところがございます。

⑪番のベトナムでございますが、こちらは先月の11月に、国会におきまして同意が得られまして、4基の最初の発電プラントをニントゥアン省というところに建設するという議決がされたということでございまして、2014年に建設開始、2020年に運転開始という予定ということでございました。それを受けまして、基盤整備というのを早急に進めなければいけないという話がございます、IAEAのレビューミッションなども受けているという話もございました。放射線利用につきましては、別途サイクロトロンセンターの建設など



積極的に進めているところだということでした。

8ページでございます。FNCAの活動報告というのがセッション3でございます。まず、町コーディネータからFNCAのプロジェクトの活動報告がございまして、その後、伊藤委員から今年7月にございましたパネル会合の報告をしていただきました。それから、③のところではCDMのケーススタディということでございますが、こちらはインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイに参加いただきまして、100万kWの発電所を1基建設するという条件、あとは個別に各国の状況なども入れた数値を入れていただきまして、CO<sub>2</sub>の削減量と経済評価を行ったものでございます。これの結果といたしましては各国間でばらつきはございますが、原子力発電の導入によって大幅なCO<sub>2</sub>の削減が可能で、あとは炭素クレジットの価格にもよりますけれども、CDMによる大きな経済性の向上が期待できるというような結果が得られたところでございます。

セッション4といたしまして、円卓討議でございます。1番目は原子力エネルギーでございます。9ページの真ん中から上あたりです。議論の結果、地震、津波、それから火山の噴火に対する話もございまして、そういう自然災害に対する知見の共有というのは重要との指摘がございました。

それから、原子力発電のCDMに関連するところですが、クレジットメカニズムに関しては国内外、特に国内の環境行政部門へ協力を求めていくことは重要という議論がございました。

(5)のセッション5、円卓討議の後半が放射線関係でございます。こちらにつきましては、医療用アイソトープの供給などを含みます研究炉の活用の協力をネットワーク化していくという話。大型施設の国際的な共用を促進していくという話。それから、実用化、英語ではコマースリゼーションですけれども、これの実用化促進フォーラムについてはフィリピンがホストして開催したいという意見もございましたし、ビジネスフォーラムという提案もございました。

このような意見を踏まえまして、セッション6のところでは決議をとりまとめました。決議自体については資料3で英文、和文のものを資料4につけてございます。和文の16ページに添付4がございましてこちらでご紹介いたします。決議自体は前文が共通認識のようなものでございまして、決議の中身としては17ページの中段あたりから、1. から全部で9. までございます。これらについて簡単にご紹介いたします。

1. のところは、原子力のアジア地域での協力の一層の推進。

2. のところは、基盤整備の中での安全、自然災害に関する知見共有や、人材育成の協力強化。

3. については、既存のFNCAプロジェクトの活動の充実。

4. のところは、放射線関係でビジネスフォーラム、商業化等のフォーラム等の提供。

5. については、研究炉に関するネットワーキング。

それから、次のページで6. のところではFNCAの新しい新規のプロジェクトの発掘に取り組むということ。

7. のところは、FNCAの活動の輪を適切に広げるということでございます。

ここまでが10カ国が同意したものでございまして、残り8、9につきましてはオーストラリアを除いた9カ国による同意ということでございます。

8. のところが、発電のための基盤整備というところで、パネル会合などを活用しながら意見交換していくという話。

9. につきましては、CDMを含むクレジットメカニズムを原子力に含めることにつきまして国内外に働きかけて行くと、こういう話でございます。

最初の資料に戻っていただきまして、10ページでございます。このような決議をとりまとめまして閉会セッションになったわけでございますが、次回、来年のFNCA会合は来年11月か12月に中国がホストする形で行われる予定でございますので、中国の代表からあいさつがあったところでございます。

かいつまんだ説明でございましたけれども、私からは以上でございます。

(近藤委員長) ご説明ありがとうございました。

ご質問ご意見ありますでしょうか。

委員の皆様は一部または全部にご参加されたと思いますので、ご感想などお聞かせいただけたらと思います。が、その前に、確認ですが、開会セッションでの菅副総理のごあいさつ、非常に重要なものと理解するところ、これは今日の資料にファイルされてないけれども、記録は公表されるんですか。

(牧参事官補佐) 記録はとってございます。

(近藤委員長) いや、公開の席での発言であり、内容的にも国際社会と共有すべきものですから、そういう格好になっているんですかということです。FNCA各国の大臣とは共有したわけですから、そういう格好になっているんですかという質問です。

(牧参事官補佐) 英文のものはございません。和文のものはテープ起こしたものがございま

す。

(近藤委員長) それしかないんですか。それはちょっと不思議ですよ。

(広瀬委員) 普通は英語でやはりペーパーを一緒に出さないといけませんね。あのときは日本語のペーパーしかありませんでしたが。

(牧参事官補佐) そうですね。

(広瀬委員) 出ていないですよ。

(牧参事官補佐) はい。

(広瀬委員) 普通は大臣のご発言というのは公式の発言ですから、日本語と英語と両方でペーパーはきちんと出てこないといけないと思います。ですから、今からでも内容を起こした方が良くと思います。

(近藤委員長) そうするのが常識だと思いますね。

(牧参事官補佐) では、英文のペーパーも作成して何らかの形で公開するようにさせていただきます。

(近藤委員長) プレスオープンでの発言ですから、世界に向けての発言になる、そういう整理でこれからも対応するようにお願いします。

では、ほかに。

伊藤委員。

(伊藤委員) では感想です。今回も前回も感じたことですが、やはりアジア各国での原子力の平和利用、特に放射線利用もさることながら、原子力発電に対する意欲が一層強く感じられたなという印象を強く受けました。オーストラリアは別にしまして、ベトナム、タイ、マレーシア等々、具体的な計画がさらに進んできたという印象を強く持ちました。各国とも一様に今後この原子力利用を進める上でF N C A等のこういう地域の枠組み、さらにI A E Aという多国間の国際的な枠組みを大いに活用して、今後とも協力し、情報を共有しながら進めていくことが大いに意義があるということでは全くそのとおりだと思います。

そういう中でやはり日本は原子力の先進国であるわけで、当然のことながらこういう枠組みの中で先導的な協力を今後ともしていくという、貢献をしていくということが大いに期待されると思います。逆に、貢献をしていくということはそれなりに日本の現状の足元も改善していかなければいけないということでもあるし、将来に対する道筋もしっかりした展望を持ってやっていく必要があると、こういうことで貢献しつつ自分の足元を固めていくことが日本のエネルギー安全保障を確固たるものにしていくことにつながるということで、こうい

う国際的な枠組みの中でやっていくということの意義を改めて見直したという感想を持ちました。今後ともこのFNCAの活動、やはり今ここで言われているような各国が表明しているようなこういう方向に沿ってさらに発展していくことを願いたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

ほかに。

広瀬委員。

(広瀬委員) FNCAもちょうど10回で、全体としてはかなり大きな業績、成果を上げてきていると思います。このあたりでもう一回、今後どのように発展させていくべきかということとを少し検討してみても良いのではないかなと思います。

それで、1つはそもそも発電を扱ってきたのは過去3年ぐらいですが、やはりそこがかなり重要な要素になってきたということで、そうなりますとやはり中国、日本、それに韓国という発電の先進国と言いますか、その国々が現在ではあまり協力していません。いえ、していないと言ったらおかしいですが、やはりFNCAは日本のイニシアチブであり、韓国はIAEAやRCAに重点を置いています。そのあたり、もう少し協力していけるかなという感じもありまして、将来の課題として考えていただけたらと思います。

(近藤委員長) ほかに。

田中委員。

(田中委員長代理) 感想です。私が一番印象に残ったのは、中国が非常に積極的姿勢を示したということです。それは、資料にも書いてありますけれども、核燃料サイクル全般についてはほぼ習得したと。そういったことを含めて、例えば核燃料の供給も含めてアジア地域全体の協力体制を作っていきたいというような非常に前向きなものがあって、来年中国がこの会議を主催するわけですが、日本がそういう中でどういうスタンスで臨んだら良いのかということは、やはりかなり政治的、政策的にきちんと固めていくべきではないかと思います。中国の提案自体はある意味では結構なことですが、日本がその中でどのような役割を果たすかというのは今後のアジア地域における原子力協力をどのように作っていくかということと非常に密接に関連してくるので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思いません。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) 私が一番興味を持ったのは、大臣たちのお話の中で、放射線の食品照射に対して

かなり積極的な政策を展開しているなということでした。例えばマンゴーだとか果実に対しても安全に照射をすることによってアメリカに輸出しているというお話を聞きますと、日本の食品照射に関する国民レベルの意識との間に随分格差があるなと思いました。やはり、照射食品に対して政策的にもっと積極的に進めて良いのではないかなということをお個人的に感じておりました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

F N C Aの今後についての提案もいろいろあったのですが、主催する立場にたつと予算が大変厳しいという現実もあるわけです。各委員のおっしゃられた問題というか今後のあり方についてのご提言は、必ずしもF N C Aのフレームワークで行うべきと限定してのものでもないと思いましたけれども、さまざまな工夫でそうしたことに取り組むべきということだろうと思います。基本はアジア地域における原子力利用のさらなる進展のために我が国は力を尽くすべきであると。それは情けは人のためならず、我々にとって大事なことだというご意見であり、この観点からさまざまなセクターの取組に喝を入れるというか、レベルを上げていくようにすべきであり、それをどのように行うべきかを今後の検討課題とするようにということかと存じますので、その方向で今後検討していくことを事務局にお願いすることにしたと思います。

どうもありがとうございました。

では、この議題は終わります。

#### (8) その他

(中村参事官) その他の議題でございますけれども、事務局では特段準備してございません。

(近藤委員長) 先生方から何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って終わりにしたいと思います。

(中村参事官) 次回の第49回の原子力委員会でございますけれども、臨時会議を開催したいと考えてございます。12月25日、金曜日の9時半からを予定しております。場所は4階の443会議室を予定してございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。  
どうもありがとうございました。

—了—